

彦根・長浜支部からのお知らせ

事業者各位

令和3年9月吉日
(公社)滋賀労働基準協会彦根・長浜支部長

新規講習

令和3年度 職長能力向上教育 募集について

平素から当支部の事業運営につき、格別のご協力を頂き厚くお礼申し上げます。
早速ですが、首題の教育を今年度から新規に開催しますので対象者の方々や未受講の方々は受講されます様ご案内致します。(従来の“職長教育”ではありません)
尚、新型コロナウイルス感染状況により「中止」する場合があります。その際には「当協会ホームページに掲載します」ので事前(前日まで)に確認して頂きますようお願い申し上げます。

職長能力向上教育の概要

*職長就任後定期(就任後概ね5年ごと)に受講する教育

労働安全衛生法“第19条の2”で規定する「能力向上教育」は、安全衛生業務に関する能力向上を図るもので、職長に対しても初任時の教育に加え、これに準じた教育を行うこととされています。⇒努力規定

*本講習は厚労省通達(令和2年3月31日基発0331第7号)「製造業における職長等に対する能力向上教育に準じた教育について」で定められたカリキュラムに沿って実施するものです。

記

- 日 時：令和3年11月30日(火) <1日間コース>
午前9時30分～午後4時30分 5分前からオリエンテーションを開始します
- 場 所：彦根勤労福祉会館 4F-大ホール 彦根駅より徒歩3分：彦根市大東町4番28号
TEL：0749-23-4141
- 受講料：会員：8,690円(テキスト代・税込み) 非会員：9,790円(テキスト代・税込み)
- 申込み：(1)申込先：公益社団法人滋賀労働基準協会 彦根・長浜支部 (Tel:0749(26)2340)
〒522-0074 彦根市大東町5番12号ウカイビル5階D号
(2)申込期限：11月10日(水)まで
(3)定員：50名
(4)振込先：口座：滋賀銀行 彦根支店 普通口座 363595
名義：シヤ)シガロウドウキジユンキョウカイ
受講料は11/12(金)迄に振込をお願いします”
(5)申込書 別紙に記入しFAX願います。

この教育の詳細(内容・カリキュラム等)につきましては、直接、[滋賀労働基準協会 彦根・長浜支部](#) へお問い合わせください。(TEL 0749-26-2340) 申込、取消、変更、受講料入金先については本部主催講習とは異なりますのでご注意ください。

5、カリキュラム : 下表の通り

科 目	範 囲
職長として行うべき労働災害防止及び労働者に対する指導又は監督の方法に関すること	A : 基本項目 A1. 職長の役割と責務 A2. 製造業における労働災害の動向 A3. 「リスク」の基本的な考え方に基づく労働災害防止活動 A4. 危険性・有害性等の調査およびその結果に基づく措置 A5. 異常時等における措置 A6. 部下に対する指導力の向上 A7. 関係法令に関わる改正の動向
	B : 専門項目(選択) B1. 職場における安全衛生活動
グループ演習	C : グループ演習(選択) グループ討議 1. 職長の業務上の課題 グループ討議 2. 危険予知訓練 (KYT)

申込書 (切り取り不要です。このままFAXで可)

講習名称	職長能力向上教育	受講日	令和3年 11月30日(火) 1日コース		
ふりがな		現住所	〒		
受講者氏名					
生年月日	昭和・平成 年 月 日生	緊急時の個人連絡先 (受講者ご本人様と連絡が取れる番号) 携帯 TEL			
勤務先	※個人申込者は不要	事業所 〒 所在地 代表 TEL — —			
連絡先	部署名	会 員 _____ 円 非会員 名分		支払予定日	
	氏 名		銀行振込		
TEL 番号	— —		現金書留		
FAX 番号	— —				

※申込記入事項(氏名・生年月日・住所等)を基に修了証を発行しますので正確に分り易く記入してください。

※受講申込みによりお知らせ頂く個人情報、講習実施の目的以外に使用する事はありません。

※受講申込みについては、FAX 申込み可: **[0749(24)9245]**

受講票は FAX でお送りしますので FAX 番号は必ずご記入ください。